

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。 これに対し、平成28年3月の平和安全法制の施行により、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」という。）及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号。以下「船舶検査活動法」という。）に基づき、自衛隊による後方支援活動等の場面及び対象国が拡大した。 当該法律に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供する場合には、平成29年度から、地方税法附則第12条の2の7第5項に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ）を受けているところであるが、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に基づく恒久的な措置であり、その円滑な実施を確保するためには、地方税法上の課税免除の特例措置を恒久的に受けることが必要不可欠である。 このため、地方税法附則第12条の2の7第5項において、「令和9年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。 なお、重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置については恒久化が要望されている。 ・特例措置の内容 重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化		
関係条文	地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。 これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、諸外国の軍隊等に対し、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。 (2) 施策の必要性 次の閣議決定文書にも記載されているとおり、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から友好国との安全保障協力を推進する必要があるとともに、各種活動において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。 ○ 国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策 (1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開 イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化 我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、F O I Pの実現に向けた取組を更に進める。そのために、F O I Pというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。 また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。 そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。 ○ 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄） I 策定の趣旨 （略）また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることにはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。（略） III 我が国の防衛の基本方針 3 同志国等との連携 第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、F O I Pというビジョンの実現に資する取組を進めていく。 まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定（ACSA）、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。 ○ 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日国家安全保障会議及び閣議決定）（抄） 我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させる
-------------	---

	ことにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。
本要望に対応する縮減案	なし

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：1 我が国自身の防衛体制の強化（国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み）、 2 同志国等との連携（同志国等との連携） 施策：（上記1について）国際平和協力活動等、 （上記2について）共同訓練・演習
		政策の達成目標	重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に提供する免税軽油について、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に鑑み、軽油引取税（みなす課税）を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。 （※軽油提供ニーズは緊急に発生するものであり、定量的な測定指標〔軽油提供回数や提供量〕を設定することは困難である。）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置と連動（恒久化）
		同上の期間中の達成目標	ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること。
		政策目標の達成状況	本租税特別措置により、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供できる仕組みがあることから、諸外国との安全保障協力の推進し、円滑なオペレーションの実施に寄与を担保している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	重要影響事態安全確保法等に基づく軽油の提供は、緊急に発生するニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本租税特別措置により、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等においてより一層の活動の効率性の向上や、諸外国との安全保障協力の進展に資する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	ACSA締約国との間におけるACSAに基づく免税軽油の提供時には累次の税制改正大綱により課税免除の特例措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の 妥当性	いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応するという平和安全法制の趣旨に鑑みれば、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対して提供される免税軽油につき、軽油引取税（みなす課税）及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。 加えて、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等における軽油提供のニーズは緊急に発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。
--	--	-----------------------	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	なし
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、追加的財政負担や提供に先立つ都道府県との調整が不要となることで、迅速かつ円滑に、軽油を提供することができるようになる。
	前回要望時の達成目標	重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、諸外国の軍隊等に提供する免税軽油について、追加的財政負担なく融通することを可能とし、運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行うことにより、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うし、又は、他国との安全保障協力を推進し、安全保障環境の改善を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	適用対象となる事態の発生実績はないが、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全地方公共団体に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。
これまでの要望経緯		平成２９年度創設 平成３０年度延長 令和３年度延長 令和６年度延長

措置名：重要影響事態安全確保法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置

○本特例措置は、重要影響事態法等に基づく後方支援活動における迅速かつ円滑な軽油提供を確保することを目的として、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認を免除する制度設計となっている。

○後方支援活動における軽油提供の必要性は、本特例措置が適用される事態の性質上、発生時期・規模を事前に見積もることが困難であるが、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態への対処の実効性を制度的に担保しておくことが、事態緊迫時の我が国の安全の確保に不可欠であるとともに、同盟国・同志国等との安全保障協力の円滑化、ひいては地域の抑止力・対処力の強化につながるため、政策目的と整合している。

【政策効果等】

○課税免除により迅速な後方支援を可能とする制度的効果がある。

○軽油引取税のみなし課税が発生しないことにより、防衛省における予算措置及び地方自治体における租税事務を免ずることによる作業負担が軽減する。

【見直しの方向性】

○重要影響事態安全確保法等は時限的な措置ではなく、これらに基づく免税軽油の提供の必要性は将来にわたり継続する。

○よって、本措置が政策目的の実現にあたり機能している状況を踏まえ、重要影響事態安全確保法等に基づく後方支援活動を将来にわたり安定的かつ継続的に実施できるよう、本特例措置の恒久化を要望するものである。

(注) 自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性